

◆掲示できる場所

政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において掲示しなければなりません。

※事務所と道路を隔てた反対側や事務所から相当離れた場所、事務所として実態のないような場所（空き地、駐車場、農地、道路端）又は公共の場所（ガードレール等）に掲示することは禁止されています。

【例図】

